

株式会社エー・ピーホールディングス定款

2006 年 6 月 5 日	商号変更により設立
2007 年 3 月 6 日	一部改定
2008 年 8 月 31 日	一部改定
2010 年 6 月 25 日	一部改定
2011 年 3 月 1 日	一部改定
2011 年 6 月 29 日	一部改定
2012 年 3 月 15 日	一部改定
2012 年 6 月 27 日	一部改定
2013 年 2 月 1 日	一部改定
2013 年 6 月 27 日	一部改定
2015 年 6 月 26 日	一部改定
2020 年 6 月 25 日	一部改定
2021 年 3 月 26 日	一部改定

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社エー・ピーホールディングスと称し、英文では、AP HOLDINGS CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. 飲食店及び食品販売店の経営
2. フランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店指導
3. 養鶏場及び牧場の経営
4. 漁業
5. 農業
6. 食肉魚介類の処理、加工及び販売
7. 食品の加工、流通、輸出入及び販売
8. 酒類、清涼飲料水その他の飲料の製造、輸出入及び販売
9. 食肉魚介類、食品並びに酒類、清涼飲料水その他の飲料の宅配
10. 経営コンサルタント業
11. 不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介
12. 投資事業組合への出資及び出資の募集
13. 投資事業組合財産の運用
14. イベントの企画、情報収集及び情報提供
15. 労働者派遣事業及び職業紹介事業
16. 物流システムの開発に関する業務
17. 倉庫業
18. 食育施設及びレジャー施設の企画及び運営
19. 美容食品等の製造及び販売
20. 経営、労務及び経理事務等の事務代行
21. 金銭の貸付及びその代理、金銭の貸借の媒介並びに保証
22. ホテル、結婚式場及びそれに類する施設の企画、運営及び管理
23. 結婚披露宴、会食、宴会及びパーティの企画、運営、実施、幹旋及び紹介
24. インテリアデザイン、グラフィックデザイン及びWEBデザインの企画及び製作
25. 工業デザイン及び商業デザインの設計、製作、請負及び管理
26. 古物の売買及びレンタル
27. 食器、雑貨及び衣類等の製造、加工、販売及び輸出入
28. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,400万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は2,400万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は300株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とし、B種優先株式につき100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第2章の2 A種優先株式

(A種優先配当金)

第11条の2 当会社は、第29条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先株式登録質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率5.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

2. ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払A種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払A種優先配当金（以下「累積未払A種優先配当金」という。）を、第11条の19

に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して支払うものとする。

3. 当社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金及び累積未払A種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

(A種期中優先配当金)

第11条の3 当社は、第29条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率5.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2. A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下本章において「償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたA種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたA種優先株式及び取得請求権が行使されたB種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式及びB種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。

2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000 \text{円} \times (1 + 0.085)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.085)」の指数を表す。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.085)^{x+y/365}$$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「 x 年と y 日」とし、「 $x+y/365$ 」は「 $(1 + 0.085)$ 」の指数を表す。

3. 本条第 1 項に基づく償還請求の効力は、A 種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

（金銭を対価とする取得条項）

第 11 条の 6 当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、A 種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A 種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、第 11 条の 5 に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われた A 種優先配当金（強制償還日までの間に支払われた A 種期中優先配当金及び累積未払 A 種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。

なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

（普通株式を対価とする取得請求権）

第 11 条の 7 A 種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有する A 種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。

2. 取得と引換えに交付すべき財産

（1）本条に基づき、当会社が A 種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A 種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数

＝A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額
(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われたA種優先配当金(転換請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)÷転換価額

(2) 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は427円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2021年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

ハ 転換価額の調整

(a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本条において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。

調整後転換価額

＝調整前転換価額×(既発行普通株式数+((交付普通株式数×1株当たりの払込金額)÷時価))÷(既発行普通株式数+交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する

株主（以下「普通株主」という。）に下記(b) (i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b) (i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b) (ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b) (iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b) (iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b) (iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c) (ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償

割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であつて、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

- 3. 本条第1項に基づく転換請求の効力は、A種優先株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(議決権)

- 第11条の8 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合又は分割等)

- 第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(A種優先株式に係る譲渡制限)

- 第11条の10 当会社のA種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。

第2章の3 B種優先株式

(B種優先配当金)

- 第11条の11 当社は、第29条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先株式登録質権者」といい、B種優先株主と併せて「B種優先株主等」という。）に対し、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先配当金として、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率2.9%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の12に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
2. ある事業年度において、B種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払B種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払B種優先配当金（以下「累積未払B種優先配当金」という。）を、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先株主等に対して支払うものとする。
3. 当社は、B種優先株主等に対して、B種優先配当金及び累積未払B種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

(B種期中優先配当金)

- 第11条の12 当社は、第29条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払

順位に従い、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率2.9%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

（残余財産の分配）

第11条の13 当会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先株式1株当たり、第11条の14第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金及び累積未払B種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2. B種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

（金銭を対価とする償還請求権）

第11条の14 B種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比

例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたB種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたB種優先株式及び取得請求権が行使されたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式及びB種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。

2. B種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

基本償還価額 = 1,000,000円 $\times (1 + 0.029)^{m+n/365}$
 払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「 $m+n/365$ 」は「 $(1 + 0.029)$ 」の指数を表す。

(控除価額算式)

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 $\times (1 + 0.029)^{x+y/365}$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたB種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたB種期中優先配当金及び累積未払B種優先配当金を含む。）の支払金額とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「 $x+y/365$ 」は「 $(1 + 0.029)$ 」の指数を表す。

3. 本条第1項に基づく償還請求の効力は、B種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

（金銭を対価とする取得条項）

第11条の15 当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、B種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。B種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。B種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の14に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたB種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたB種期中優先配当金及び累積未払B種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。

なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

（議決権）

第11条の16 B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

（株式の併合又は分割等）

第11条の17 法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

（B種優先株式に係る譲渡制限）

第11条の18 当社のB種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。

第2章の4 優先順位

（優先順位）

第11条の19 A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金、累積未払A種優先配当金、累積未払B種優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登

録株式質権者」という。)を含むがこれに限られない。)に対する剰余金の配当の支払順位は、累積未払A種優先配当金及び累積未払B種優先配当金を第1順位(それらの間では同順位)、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株式の優先配当金を第2順位(それらの間では同順位)、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者(普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。)に対する剰余金の配当を第3順位とする。

2. A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式(普通株式を含むがこれに限られない。)に係る剰余財産の分配の支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る剰余財産の分配を第1順位(それらの間では同順位)、その他の種類の株式(普通株式を含むがこれに限られない。)に係る剰余財産の分配を第2順位とする。
3. 当会社が剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月末日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。

2. 前項の代表取締役に事故があるときはあらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第309条2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(種類株主総会への準用)

第17条の2 本章の規定（株主総会に係る規定）は、種類株主総会について準用する。

第4章 取締役及び取締役会

第18条 当会社の監査等委員でない取締役は、8名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して行う。
3. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 監査等委員でない取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

(取締役会)

第22条 取締役会は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。

2. 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
3. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合に更に短縮することができる。
4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認があったものとみなす。
5. 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役への委任)

第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(非業務執行取締役との間の責任限定契約)

第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第25条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第26条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合に更に短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第27条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(剰余金の配当)

第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
3. 前二項のほか、基準日を定めて、株主総会の決議により、当該基準日の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者に対し、期中配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第30条 期末配当金、中間配当金及び期中配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

附則

(監査役との間の責任限定契約に関する経過措置)

第1条 2020年6月開催の第19期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第30条の定めるところによる。

以 上